平成２３年（フ）第５１６号
千葉県柏市緑台13番地の１
債務者　有限会社三ッ輪鐵工
代表者代表取締役　藤原　三太
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　　陽
４　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午前11時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２９号
千葉県我孫子市青山台２丁目１番18号
債務者　有限会社新栄通信工事
代表者代表取締役　森山　　洋
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷生　泰斗
４　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９号
福島市方木田字前白家８番地の１
債務者　有限会社美喜工業
代表者代表取締役　吉田喜三男
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
４　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午前10時30分
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２９号
横浜市緑区いぶき野８番地27
債務者　株式会社ナガネ
代表者代表取締役　長根　信康
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大和田治樹
４　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５０号
千葉県八街市八街に121番地の９
債務者　株式会社廣田商店
代表者代表取締役　廣田　光江
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日名子　暁
４　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６１０６号
東京都新宿区中町23―１―306
債務者　平尾　直子
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　秀樹
４　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８１号
大阪府松原市天美南６丁目６番７号
債務者　有限会社オンワード企画
代表者取締役　安川　俊夫
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野田　貴浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０６号
大阪府富田林市寺池台５丁目１番79―306号
債務者　株式会社アクシスジャパン
代表者代表取締役　川口　誠司
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝井　映子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目58番８号
債務者　丸善興産株式会社
代表者代表取締役　善見　晏久
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１７号
福岡県久留米市善導寺町島1040番地の３
債務者　有限会社くるめチマキヤ
代表者代表取締役　宮崎　貴吏
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午前11時
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０号
福島市南沢又字玄場町９番地の６、従前の住所福島市方木田字前白家８番地１
債務者　吉田喜三男
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
４　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１５５１号
千葉県野田市堤台28―７―101
債務者　堀越　徳万
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　尚人
４　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２８号
千葉県松戸市東平賀104番地の17
債務者　安西　昌弘
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　雅子
４　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月７日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０２号
千葉県我孫子市湖北台１丁目18番２―401号
債務者　茂木　喜輔
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澁川　達夫
４　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月14日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０３号
千葉県我孫子市湖北台１丁目18番２―401号
債務者　茂木　直美
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澁川　達夫
４　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月14日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部